

# 電気通信大学安全・環境保全室薬品管理部門設置細則

平成23年 2月15日

改正

平成23年 4月 1日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学安全・環境保全室規程第12条に基づき、薬品管理部門（以下「部門」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部門は、学内における化学薬品の購入量、使用量及び在庫量を一元的に管理する制度を構築する等により薬品管理の適正化を図り、環境保全に資することを目的とする。

(任務)

第3条 部門は、薬品管理の制度・業務等における改善の検討、薬品管理を一元的に行う薬品管理支援システム（以下「システム」という。）の提案・利用促進、利用相談及び助言指導並びにシステムの活用による調査統計にあたることを任務とする。

(組織)

第4条 部門に次の各号に定める職員を置く。

(1) 部門長

(2) 部門員

2 部門長及び部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部門長)

第5条 部門長は安全・環境保全室の職員のうちから、安全・環境保全室長（以下「室長」という。）の推薦に基づき学長が指名する。

2 部門長は、部門の責任者として業務を掌理する。

3 部門長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(部門員)

第6条 部門員は、本学の職員のうちから、室長の推薦に基づき学長が指名する。

(構成員以外の参加)

第7条 部門長が必要と認めたときは、構成員以外の者を部門に参加させ、意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、部門について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。